

平成 26 年司法試験 民事系第 1 問

民事系 186.31 点 200 位／全受験者 8015 人・総合評価対象者 4396 人

1 設問 1

2 1. C の解除は賃料不払いを理由とする債務不履行解除（民法
3 541 条）である。そこで、A は、事実 6 の下線部分の事実
4 ついて、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権（559 条、570
5 条本文、566 条 1 項後段）を自動債権とする相殺により、今
6 後 6 ヶ月間の賃料債権は消滅したとして、賃料不払いによる
7 債務不履行を否定する事情として説明することが考えられる。

8 (1) 甲建物が最新の免震構造を備えていなかったことは「瑕
9 疵」に当たるか。

10 ア。「瑕疵」とは、個々の契約内容に照らして目的物が有す
11 べき品質・性能を欠いていることをいう。そして、当該
12 契約においていかなる品質・性能が要求されているのか
13 は、①まずは、契約当事者の合意内容を基準に判断し、
14 ②合意内容が明確でない場合には、補充的契約解釈とし
15 て、当該契約当事者の地位に置かれた合理人ならば契約
16 目的に照らしてどのような品質・性能を期待していたで
17 ありうかという仮定的当事者意思の探求により判断する。

18 イ. 確かに、甲建物は法令上の耐震基準は満たしている。
19 しかし、甲建物は最新の免震構造を備えているものとし
20 て、賃料は周辺の物件に比べ、25% 高く設定されており、
21 A は C に問い合わせたところ、この事情について説明を
22 受けたので、賃料が高くても仕方がないと考え、賃料額
23 を月額 25 万円として賃貸借契約を締結したのである。

1 したがって、AC間において、甲建物が最新の免震構造
2 を備えていることが黙示的に合意内容とされていたとい
3 える(①)。よって、甲建物が最新の免震構造を備えてい
4 ないことは、契約内容に照らして甲建物が有すべき品質・
5 性能を欠いているといえ、「瑕疵」に当たる。

6 (2)そして、免震構造の不備は建物の内部構造に係るもので
7 あり、外部から認識できるものではないから、Aが免震構
8 造の不備を知らなかったことについて過失はない。したが
9 って、「隠れた」瑕疵ともいえ、120万円の損害賠償請求権
10 が認められる。

11 (3)しかし、契約の拘束力により、最新の免震構造を備えて
12 いなくても、契約内容を変更しなければ賃料額が月額25万
13 円のままであるから、Aが支払いを拒否した6か月分の賃
14 料は150万円である。したがって、相殺をしても30万円
15 の未払賃料が残るため、事実6の下線部分によって賃料不
16 払いによる債務不履行を否定することはできない。

17 2.賃貸借契約は個人的信頼関係を基礎とした契約であるから、
18 賃料不払いによる債務不履行解除が認められるためには、賃
19 料不払いが当事者間の信頼関係を破壊する程度に達している
20 ことが必要である。相殺により賃料の不払いは30万円だけ
21 となるから、AC間の信頼関係の破壊は認められない。したが
22 って、事実6の下線部分は、信頼関係の破壊を否定するとい
23 う法律上の意義を有する。

1 設問 2

2 1. 小問 (1)

3 (1) 相続人は、被相続人の死亡時に権利主体として存在して
4 いなければならないのが原則である。そして、胎児は権利
5 能力を有しないのが原則であり(3条1項反対解釈)、しか
6 も本件胎児は死体で生まれているため、Aの相続について
7 出生擬制はされない(886条1項、2項)。したがって、本
8 件胎児はAの相続人にならないから、Aの兄であるFが相
9 続人となり(889条1項2号)、4分の1の法定相続分を有
10 する(900条3号)。

11 (2) そして、本件和解契約では損害賠償の額を8000万円と
12 しているが、契約当事者ではないFには本件和解の確定的
13 効力(596条)は及ばない。したがって、Fは、Dに対し
14 て、1億円の損害賠償額の4分の1に当たる2500万円に
15 ついて損害賠償請求(709条)をすることができる。

16 2. 小問 (2)

17 DはBに対して、Bが本件胎児を代理して締結した本件和
18 解契約は無効であるとして、支払った4000万円について不
19 当利得返還請求(703条)することが考えられる。

20 胎児は胎児のままでは権利能力を有さず、生きて生まれた
21 ことを停止条件として、相続の時に遡って権利能力を取得す
22 ると解する。したがって、胎児を代理することは認められず、
23 Bが本件胎児を代理して締結した本件和解契約は無効である。

1 よって、Bが本件胎児への和解金として支払いを受けた4000
2 万円については、その利得に「法律上の原因」があるとはい
3 えず、Dの請求が認められる。

4 3. 小問(3)

5 BはDに対して、自分の法定相続分が4分の3であることを
6 前提に、更に2000万円の損害賠償請求(709条)することが考
7 えられる。この請求は、和解の確定的効力に反しないか。

8 (1) 和解の確定的効力の趣旨は、当事者が争いの対象とした
9 権利又は法律関係について終局的安定を与えることにあ
10 る。したがって、当事者が和解の前提事項として争わなか
11 った事項については、和解の確定的効力は生じないと解す
12 る。

13 (2) 本件和解においては、損害賠償額が争われていただけで
14 あり、本件胎児が生きて生まれ、ひいてはBの法定相続分
15 が2分の1になるのかどうかは争われていない。したがっ
16 て、Bの法定相続分が2分の1であることについては和解
17 の確定的効力は生じない。よって、Bの請求は認められる。

18 設問3

19 1. HのKに対する丙建物の収去及びその敷地明け渡しの請求
20 は、丁土地の所有権(206条)又は共有持分権(249条)に基
21 づく妨害排除請求権としてのものである。そして、共有持分
22 権に基づく妨害排除請求権は単独でも行使できると解される。

23 この請求の要件は、(ア)丁土地のC元所有、(イ)Hによ

1 る丁土地の所有権又は共有持分権の取得原因事実、(ウ)丁土
2 地の上に丙建物が存在すること、(エ)Kが丙建物を所有して
3 いること、である。

4 2.以下で、事実①ないし⑥の法律上の意義について検討する。

5 (1) 事実①

6 これは、(ア)丁土地のC元所有、(イ)Hによる丁土地
7 の共有持分権の取得原因事実該当するものとして法律
8 上の意義を有する。

9 (2) 事実②

10 Kは適法な権原なくして丁土地を占有する無権利者であ
11 るから、HがKに対して共有持分権の取得を対抗するため
12 には、「登記」(177条)は不要である。したがって、事実
13 ②は法律上の意義を有しない。

14 (3) 事実③

15 これは、事実①とあわせて(イ)Hによる丁土地の所有
16 権の取得原因事実として法律上の意義を有する。

17 (4) 事実④

18 Hが無権利者であるKに所有権の取得を対抗するために
19 は、登記は不要であるから、所有権移転登記を備えていな
20 いことはHの請求を妨げる事情とはならない。したがって、
21 事実④は法律上の意義を有しない。

22 (5) 事実⑤

23 これは、Kによる丙建物の所有権取得原因事実として、

